

●長崎県立大学 令和3年度第17回教育研究評議会 議事録

日 時	令和4年3月23日(水) 14:40~15:30
場 所	佐世保校第1,2会議室
出席者	木村学長、橋本副学長、岩重副学長、大曲副学長、小松副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、森田国際社会学部長、平岡情報システム学部長、大塚看護栄養学部長兼人間健康科学専攻長、三戸地域社会マネジメント専攻長、有田情報工学専攻長、下野附属図書館長、石田佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、井上シーボルト校事務局長
配付資料	<p>【資料1】看護栄養学部履修規程の改正について</p> <p>【資料2】教職課程履修規程の改正について</p> <p>【資料3】地域創生研究科履修規程、学位規程及び地域創生研究科学位審査細則の改正について</p> <p>【資料4】学部生の大学院授業科目の履修に関する規程の改正について</p> <p>【資料5】令和4年度計画について</p> <p>【資料6】長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程及び細則の改正について</p> <p>【資料7】令和4年度学長が掲げる目標について</p> <p>【資料8】退職者・採用者への辞令交付について</p> <p>【資料9】令和4年度長崎県立大学行事予定について</p>
議 事	<p>【協議事項1. 看護栄養学部履修規程の改正について】</p> <p>資料1に基づき、事務局教務グループリーダーより説明があり、了承された。</p> <p>看護師学校の指定規則の改正に伴い、看護学科の令和4年度からのカリキュラムの変更として履修規程の改正を行った。その際、卒業要件単位数の内訳について、全学教育科目を30→28単位、専門教育科目を98→100単位に変更を行ったが、栄養健康学科の改正に漏れがあったため、その是正を行う。</p> <p>(改正内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活と化学」の科目削除 ・「健康政策と法規」の配科年次の変更(2年→3年) ・指定規則の並び順での科目の表記 <p>【協議事項2. 教職課程履修規程の改正について】</p> <p>資料2に基づき、事務局教務グループリーダーより説明があり、了承された。</p> <p>文科省免許法施行規則の改正に伴う履修規程の変更を行う。</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 小・中・高の免許状における「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の必修化(1単位以上)</p> <p>→全学教職課程委員会において検討した結果、すでに配科している「教育方法技術論」の中に入れ込む方向で決定</p> <p>(2) 小・中・高の免許状における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)」に変更</p>

→科目区分の名称変更

(3) 免許法施行規則第 66 条の 6 の科目の「情報機器の操作 2 単位」を「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位」に変更

→科目区分の名称変更

※ただし、看護栄養学部の免許（養護教諭の免許）は、小・中・高の免許とは異なるため、(1)、(2) の改正はされない。

その他、看護学科において、学科の専門科目が変更になることに伴い、科目名を変更する。(地域保健活動論 → 地域包括ケア論)

【協議事項 3. 地域創生研究科履修規程、学位規程及び地域創生研究科学学位審査細則の改正について】

資料 3 に基づき、事務局教務グループリーダーより説明があり、了承された。

大学院博士課程設定に伴い、(1) 地域創生研究科履修規程、(2) 学位規程、(3) 地域創生研究科学学位審査細則の一部を改正する。

【改正の共通方針】

本学博士課程を経ない者に対する学位審査の規定を設けない。方針に伴い、①「論文博士」制度は設けない、②「単位取得満期退学者」の学位審査も制度として不可、となる。なお、修業年限（3 年）中に学位論文の合格ができない場合の措置として、「長期履修制度」の特例的運用にて対応する。

なお、上記特例的運用に伴い、長期履修生として授業履修・研究指導を行い、論文の作成を継続する場合、授業料追加負担はなし。

その他、履修規程においては、

- ・履修計画書を削除し、学部生と同様システムでの登録を行う。
- ・特例的な長期履修の運用について追記する。
- ・保健師に係る項目について、カリキュラム変更に伴う単位数変更漏れの改正する。

学位規程の改正においては、

- ・会議名称の変更
- ・博士課程も含めた記載となるよう追記・修正
- ・規程の改正に伴う様式の削除

学位審査細則の改正においては、

- ・会議名称の変更
- ・博士課程の論文審査に伴う記載追記・修正
- ・学位論文題目届の取扱いは、各専攻の運用に任せることとし、規程には明記しない
- ・設置審査時の助言事項を踏まえた記載追記
- ・博士課程の設置に伴う様式の変更

【協議事項 4. 学部生の大学院授業科目の履修に関する規程の改正について】

資料 4 に基づき、事務局教務グループリーダーより説明があり、了承さ

れた。

現行「履修しようとする年度の初めの2週間前まで」の申請が規定されているが、大学院入試で入学が決定した学生が先取り履修を希望した場合に、すでに申請期限が過ぎていることから申請ができない状況であるため、4年次在籍中に後期科目からの履修が可能となるよう、第3学期開始前2週間の申請を可能とする規定を新たに追加する。

【報告事項1. 令和4年度計画について】

資料5に基づき、事務局企画広報課長より次のように報告された。

3月2日の教育研究評議会において承認された令和4年度の計画案について、法人評価委員会からの数点の意見をいただいたが、計画の変更には至らなかった。

なお、3/10の経営協議会において、予算について承認を得たため、計画書には予算に関する部分を加えている。

【報告事項2. 長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程及び細則の改正について】

資料6に基づき、事務局企画広報課長より次のように報告された。

中期計画については、中期計画推進本部で審議をし、策定をしてきたが、規程第2条（目的及び業務）において、計画の策定には触れていなかったため、盛り込むこととし、県知事が定めた中期目標を達成することを追記した。

規程の改正に合わせ、細則も若干の修正を行った。

【報告事項3. 令和4年度学長が掲げる目標について】

資料7に基づき、学長より次のように報告された。

令和4年度学長が掲げる目標について、概要が説明された。

【報告事項4. 退職者・採用者への辞令交付について】

資料7に基づき、事務局総務課長より次のように報告された。

退職者・異動者及び新規採用者・異動者への辞令交付を以下のとおり実施する。

(1) 退職者・異動者への辞令交付

(佐世保校) 令和4年3月31日 9:30~

(シボム校) 令和4年3月31日 14:00~

(2) 新規採用者・異動者への辞令交付

(佐世保校) 令和4年4月1日 9:30~

(シボム校) 令和4年4月1日 14:00~

【報告事項5. 令和4年度長崎県立大学行事予定について】

資料9に基づき、事務局総務課長より次のように報告された。

原則として、定例で行われる会議については、今年度と同じ設定の仕方ですべて予定をしている。詳細は予定表を確認してほしい。

【その他】入試に係る判定誤りについて

現在、事務局と教員で追加合格となった15名の受験生、ご家族及び高校へ謝罪の訪問を行っている。先週佐世保の高校を訪問したが、本日より明日で九州管内の高校を訪問する予定としている。

以上